記載例

麻薬管理者免許申請書(正)

法改正により各種申請書等の「押印がになりました。 【 法改正(※)令和2年12月25日~ (※)押印を求める手続の見直し等のため 厚生労働省関係令一部改正する省令 「令和二年厚生労働省令第208号)が公	1	現 在 所 麻薬免討	午証番号		
麻 薬 業 務 所	7711工业 (soping) 名 称	前橋市国領軍 ぐんまけんりつき 群馬県立群馬		✓ 省略せずに記	-
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、 従として診療又は研究に従事する麻薬	所在地				
診療施設又は研究施設	(sp)がな) 名 称				
許可又は免許の番	号	(<mark>薬</mark>) 第123456 号	許可又は 免許の 年月日	昭和30年3月3日	
申 (1)法第51条第1項の規定により免許 を請 取り消されたこと。	を 	なし薬	剤師の場合に	は薬剤師免許	
う ^有 (2)罰金以上の刑に処せられたこと。 役分		なし	「訂正印も		
申 (1) 法第51条第1項の規定により免許 取り消されたこと。 (2) 罰金以上の刑に処せられたこと。 役法 員人 会に されたこと。 (3) 医事又は薬事に関する法令又はことに基づく処分に違反したこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防力	これ	なし	訂正す	が安」 る場合は で削除し修正等	
○て とは とは		2. 3	— <u>—</u>		
欠そ 格の 事業 (5)(4)に規定する者に事業活動を支 項務 こと。	配されている	なし			
備考					
上記のとおり、免許を受けたいので申請 令和 〇 年 10 月 〇〇 日	T T	←窓口に申請	する年月日	1を記入	
住 所 前橋市大手町	1 - 1 - 1				
(ふりがな) ぐんま いちろう 氏 名 群馬 一郎		申請者(※押印)		、氏名を記入	
群馬県知事あて					

照

令和

合

月

年

済

日

/	注	意)
(γ .		١ ١
١.	17	, lead	,

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 群馬県証紙は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬研究者、麻薬管理者、麻薬施用者に 係わる申請書の副本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 許可又は免許の番号欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の登録番号を記載し、()内に、麻薬営業者の場合は許、医師の場合は医、歯科医師の場合は歯、獣医師の場合は獣、薬剤師の場合は薬、と記載すること。
- 4 欠格事項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあっては、その理由及び年月日を、(2)欄にあっては、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあっては、その違反の事実及び年月日を記載すること。
- 5 診断書は、診断日から起算して1ヶ月以内のもの。

診断書を訂正する場合は、診断した医師の確認及び訂正が必要

診 断 書

住	所								
氏	名					(年	月	日生)
ノー - ・ 1 精神	 神機能 神機能の)診断します		診断内容に漏れ ご確認ください。 よる判断が必要		ነ ታነ	,
専	門家によ	る判断が	必要な場		診断名及	び現に受けてい	る治療の	の内容	
2 麻	薬又	は覚	遅剤の	中毒					
·	なし 令和	 年	□ あり 月	日 -					^
		病院・	診療所			多断年月日から か月以内のも			
				名 称					

医師の記名押印又は署名

医 師

取扱者印

(県証紙貼付欄)

(県証紙貼付欄) 施用者 4,000円 (県証紙貼付欄)

(県証紙貼付欄) 施用者 4,000円 継続

現 在 所 有 の 麻薬免許証番号

第

号

麻薬管理者免許申請書(副)

麻薬業務所		所在地		※申請書(正)と同											
,		210	<i>></i> 10	.,,	/21	(š) jiřts) 名 称	L								
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、			所在地												
				こ従事す	る麻薬	(ふりがな)									
診療施	記又(は研究	施設			名 称									
	許	可又	て は	免割	チ の 番	号	第	() -	클	許可又は 免許の 年月日	:	年	月	日
申 (1)法第51条第1項の規定により免許を を請 取り消されたこと。				午を											
う役員で(法	う者 役(2)罰金以上の刑に処せられたこと。			0											
申 (1) 法第51条第1項の規定により免許を 取り消されたこと。 取り消されたこと。 (2) 罰金以上の刑に処せられたこと。 (3) 医事又は薬事に関する法令又はこれ に基づく処分に違反したこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関す				これ											
って (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関す															
の欠ね、そ					見定する暴 <i>。</i> しであったこ	カ団員又は ・レ									
欠格事項その業務						- <u>_。</u> 支配されて									
^務	いる	こと。													
	,	備			考										
上記	己のと:	おり、	免許を	を受けた	いので申請	うします。									
	令和		年	月	日										
住所															
	(^	りがな) 名												
群	炸馬県	知事			あて										

照	合		済	取扱者印
令和	年	月	日	